

工 事 番 号 4学工第9号

工 事 名 小出中学校ネットワーク工事

特 記 仕 様 書

【 適 用 範 囲 】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び別紙記載の「標準仕様書」を適用するものとする。

【 工 事 目 的 】

本工事は、小出中学校において、特別教室・特別支援教室等のW i F i環境を構築するため、LAN配線、無線アクセスポイント等必要な設備を整備するものである。

特記仕様書一覧

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(該当する場合は■とする)

- 1 建設工事請負基準約款関係
- 2 標準仕様書
- 3 施工条件総括表
- 4 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 5 建設副産物に関する特記仕様書
- 6 再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーランに関する特記仕様書
- 7 材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書
- 8 工事实績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書
- 9 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 10 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 11 有価物(金属くず)に関する特記仕様書
- 12 魚沼市「週休2日取得モデル工事」(令和4年4月試行)特記仕様書
- 13 魚沼市「熱中症対策に資する現場管理費補正」試行特記仕様書
- 14 参考資料
- 15 概算数量発注に関する特記仕様書
- 16 その他 工事独自の特記仕様書
 - 別添、図面特記仕様書
 - その他特記仕様書

2.標準仕様書

(該当する場合は■とする)

- 土木工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」を適用するものとする。
- 新営建築工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。
- 改修建築工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築木造工事標準仕様書」を適用するものとする。
- 新営電気設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。
- 改修電気設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「電気通信設備工事共通仕様書」、「電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)」を適用するものとする。
- 新営機械設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。
- 改修機械設備工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。
- 解体工事
＜適用範囲＞
本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。
設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書 同解説」を適用するものとする。

3.施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途工事あり ・工 事 名： ・予 定 期 間：
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期： ・時 間： ・方 法：
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容： ・完 了 予 定 時 期：
	④. その他 ・工程については監督員・担当課・施設管理者と協議すること。 ・監督員及び所管課、学校と協議し、授業や行事等に支障がないようにすること
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処 理 見 込 時 期： ・区 間：
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所： ・期 間：
	3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり (<input type="checkbox"/> 騒音・振動、 <input type="checkbox"/> 排出ガス、 <input type="checkbox"/> 粉じん、 <input type="checkbox"/> 水質等) ・施 工 方 法： ・作 業 時 間：
	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法： ・範 囲：
	③. その他 ・騒音振動が発生する工程は、学校運営に配慮して集中して行うこと。その他については、監督員と協議すること。
IV 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・交 通 誘 導 警 備 員： (勤務実績提出の必要あり) ・そ の 他 施 設 等：
	2. 近接作業制限あり (<input type="checkbox"/> 鉄道、 <input type="checkbox"/> ガス、 <input type="checkbox"/> 水道、 <input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> 電話等、) ・内 容： ・工 法 制 限： ・作 業 時 間 制 限：

明 示 項 目	施 工 条 件
IV 安全対策関係	3. 発破作業あり ・保安設備及び保安要員： ・防 護 工： ・作業時間制限：
	4. 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等) ・内 容：
	⑤. その他 ・本工事は、配線作業等により学校施設利用者に危険が予想されるため、立入防止施設等で作業場を明確に区分し、子供等第三者が容易に侵入できないよう措置を講ずること。作業現場から作業員等が離れ無人となる場合は、十分な措置を講ずること。 ・夏休み期間以外の資材の搬出入は、児童の登下校時間を避けること。動線が重なる部分については、周囲を確認し第三者災害防止に努めること。
V 工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路としての制限あり ・搬入経路： ・期 間： ・使用後の措置：
	2. 一般道路の占用 ・期 間： ・規 制 条 件： ・時 間 制 限：
	3. 仮設道路措置 ・工法指定の有無： ・用 地 関 係： ・安 全 施 設： ・工事完了後の「存置」または「撤去」：
	4. その他
VI 仮設備関係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設備の転用、兼用あり ・工 種： ・内 容：
	4. イメージアップあり ・内 容：
	5. その他

明 示 項 目	施 工 条 件
VII 残土・産業廃棄物関係	別紙「建設副産物関係に関する特記仕様書」のとおり
VIII 工事支障物件等	<p>1. 占有支障物件あり (<input type="checkbox"/> 電気、 <input type="checkbox"/> 電話、 <input type="checkbox"/> 水道、 <input type="checkbox"/> 下水道、 <input type="checkbox"/> ガス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 : ・ 移設、撤去、防護方法等 : ・ 時 期 : <p>2. 占有物件重複施工あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 : <p>3. その他</p>
IX 排水工 (濁水処理含む)	<p>1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容 :
X 薬液注入関係	<p>1. 薬液注入工法あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙条件明示による。
XI そ の 他	<p>1. 現場発生材あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品 名 : ・ 納 入 場 所 : <p>2. 支給品および貸与品あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品 名 : ・ 引 渡 し 場 所 : <p>3. 品質証明の対象工事である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準仕様書第1編(章)1-1-1-24による。 <p>④. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着手届には、着手前写真、主任(監理)技術者の資格者証、工程表、下請負人指導責任者配置届(下請を使用する場合)を添付すること。 ・ 工事着手前に工事の概要、工程等を関係者に周知を図ること。 ・ 工事中、学校施設利用者から苦情または意見等があった場合は丁寧に対応し、ただちに監督員に報告すること。 ・ 設計変更が生じる場合は、理由・経緯等を整理し監督員と協議すること。 ・ 完成書類は電子データをCD又はDVDに納め提出すること。(詳細は契約後に監督員と協議すること。)

4. 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で、一定規模以上の工事(対象工事 ※1)については、特定建設資材廃棄物(※2)の基準に従って工事現場で分別(分別解体)し、再資源化等することが「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)により義務付けられました。

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられました。

(該当する場合は■とする)

工場の種類	規模の基準
<input type="checkbox"/> 建築物解体	床面積80㎡
<input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築	床面積500㎡
<input type="checkbox"/> 建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	請負金額1億円以上
<input checked="" type="checkbox"/> その他の工作物に関する工事(土木工事等)	請負金額500万円以上

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりとする。

1.コンクリート 2.コンクリート及び鉄からなる建設資材 3.木材 4.アスファルト・コンクリート

については、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記した書面(契約書 別紙)を、契約書に添付して提出してください。

建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

5.建設副産物関係に関する特記仕様書

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再生資材名	規格	使用箇所	備考

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬出先			
搬出先地名			
連絡先			
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
仮置場所の有無			
備考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

注)受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬出する廃棄物名	コンクリート		
設計運搬距離			
受入時間			
設計受入費用			
備考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

7. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

7.材料指定、排出ガス対策型建設機械、アスベスト含有建設資材関係に関する特記仕様書

○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。

○排出ガス対策型建設機械関係

排出ガス対策型建設機械(第2次基準及び第3次基準)を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

8.工事实績情報システム(コリンズ)の登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

ただし、これらの提出書類を書面で行うことを妨げない。

※工事完成日は検査が工期内であれば検査日、工期以降であれば履行日が完成日になる(工期末日～検査日に担当技術者を拘束しない)ことに留意す

9.安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

1.安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、現場に即した安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ② 当該工事内容等の周知徹底
- ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- ④ 当該工事における災害対策訓練
- ⑤ 当該工事現場で予想される事故対策
- ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項

2.安全・訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3.安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況をビデオ・写真等又は工事報告(工事月報)に記録し報告するものとする。

4.事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合、休業の日数等に関わりなく「事故速報」を直ちに監督員に提出するものとする。なお、公衆事故(施工業者以外に係る事故)については人身・物損を問わず、原則として事故報告するものとする。

事実確認を行ったうえ、その結果を添えて「事故発生報告書」を監督員に提出するものとする。なお、当該事故の原因に即した具体的な再発防止策を添付するものとする。

10.建設業退職金共済制度に関する特記仕様書

魚沼市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福利厚生を増進を図り建設産業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について、適切な対応を図れるよう下記について実施すること。

- 1.受注者は、建設業退職金共済制度に加入するよう努め、建設業退職金共済紙購入状況報告書を工事完成時に監督員に提出すること。
- 2.受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)の掲示を行うこと。
- 3.受注者(下請契約を締結したときは、下請負業者を含む。)が、退職金支給制度(中小企業退職金共済等の加入を含む。)を有し、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しないで施工するときは、その旨を書面により提出すること。
- 4.下請負業者への加入促進と、制度の普及について配慮すること。

11.有価物(金属くず)に関する特記仕様書

当該工事の金属くずが有価物になる場合は、下記のとおり取り扱うこと。なお、有価物にならない場合は、産業廃棄物として取り扱うこと。

記

1. 有価物は引取り業者へ持ち込み、引取り業者との間で有価物売払い金清算を完了すること。
2. 引取り業者から計量伝票と仕入伝票を受け取り、有価物処理がすべて完了した後、発注者へまとめて提出すること。
3. 有価物の納入方法は、市が発行する納入通知書により請負者が納入すること。

16. その他特記仕様書

【工事特記仕様～全体編～】

- 監督員が指示した材料については、見本を提示し、監督員の承諾を得ること。
- 学校を運用しながらの工事となるため、学校管理者及び監督員と工程調整、施工調整を十分行うこと。また、児童・生徒や職員の安全に十分注意を払うこと。
- 各種ケーブルの配線工事においては極力隠ぺいに心がけ、やむを得ず露出となる部分は、監督員の指示により施工図を作成し、承諾を受けたのち施工すること。
- 各種ケーブルのころがし配線に伴う天井材脱着、補修、点検口取付等は、必要に応じて本工事で見込むものとする。
- 工事に伴い下記の書類を作成し、監督員へ提出すること。
 - ・工事計画図書、現地調査報告書、協議書（工事打合簿）
（上記は、概算数量発注方式特記仕様書に基づくもの）
 - ・総合施工計画書・各種施工要領書（工種別施工計画書）
 - ・LAN配線図、現場施工図（監督員の指示による）
 - ・機器承諾図
 - ・現地試験成績書（各種試験測定、総合調整結果）
 - ・工事写真（施工段階写真等）
 - ・竣工写真（着手前・施工後、また撮影方向等添付図面記載）
- その他詳細については、学校管理者及び監督員との打ち合わせによる。

【工事特記仕様～詳細編～】

● LANケーブル

- 本工事に使用するケーブルは、エコ仕様のCat6Aとする。
- LANケーブルの1スパンあたり互長は100m以下になるように布設すること。
1スパンが100mを超える場合は、100m以下の位置でスイッチングハブまたはパススルースイッチを挿入するものとし、その設置方法は監督員の指示による。
- 既設LANケーブル（Cat5E/6等）が布設されている場合は、同一のルートを使用しても良い。その際、既設ケーブルは撤去しないものとする。
撤去が必要な場合は、監督員に報告し、指示を受けること。
- LANケーブルを新規ルートで布設する場合は天井ころがしを原則とするが、既設電線管が使用可能であれば、それを使用しても良いものとする。
- 天井ころがし配線にあたり、天井材の脱着ができず、かつ点検口が無い場所には、必要に応じて天井点検口を新設すること。
- 天井材が無く露出配線となる場合は、周辺の状況に合わせて、既設ケーブルラックまたは電線管内配線とすること。
- 廊下一教室間を通線する場合は、必要に応じて貫通部はつり補修、防火区画処理を行う。
- 壁面引下げ露出配線については、1種金属線びを使用して保護すること。なお、既設の金属線びやスイッチボックスが使用可能であれば、それを再使用して良いものとする。

● 無線アクセスポイント

- 無線アクセスポイントは、原則として教室の前側（黒板側）上部に設置する。
- 設置高さは、天井下の極力高い位置とし、容易に脱落しないよう壁面に堅固に固定すること。
- 本工事での情報通信網設備がすべて設置・接続されたら、各室に設置した無線アクセスポイントのIPアドレス設定、デバイス名などの初期設定、また電波強度測定、電波調整、無線アクセスポイント経由でのネットワーク接続テスト等の試験調整を行い、その結果を現地試験成績書として監督員に提出すること。